

審査基準

令和5年7月13日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第5条の3第3項
処分の概要：猟銃等講習会の講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間：3日（書換えにあつては1日）
申請先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問い合わせ先：あなたの住所地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備考：